

政 法 第 1 1 7 3 号
答 申 第 4 4 7 号
平 成 2 8 年 7 月 1 9 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成26年7月1日付け廃第525号による下記の諮問について、別添のとおり答申します。

記

諮問第551号

平成26年5月27日付けで異議申立人から提起された、平成26年3月28日付け廃第2114号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、行政文書不開示決定を取り消し、「平成25年10月2日付けで有限会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「本件法人」という。）が千葉県環境生活部長あてに提出した改善の計画書」（以下「本件対象文書」という。）につき、以下の部分を開示すべきである。

- 1 1ページ 1行目から4行目の情報
- 2 1ページ 8行目、9行目の4文字目から20文字目及び同行27文字目から28文字目
- 3 1ページ 11行目、12行目の17文字目から21文字目及び13行目の34文字目から14行目の3文字目
- 4 1ページ 18行目の1文字目から7文字目
- 5 2ページに記載の印影

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

平成26年2月28日付けで異議申立人は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、行政文書開示請求を行った。

2 請求内容

「H25.10.2 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から提出された改善の勧告を踏まえた改善計画書」（以下「本件請求」という。）

3 特定した対象文書

実施機関は本件対象文書を特定した。

4 実施機関による決定

平成26年3月28日付け廃第2114号で行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

5 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服として、平成26年5月27日付けで異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

本件決定による不開示の通知は「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」（条例第8条第2号ただし書ロ）に違反している。

3 意見書の要旨

- (1) 本件法人に対しては、何度も改善勧告が行われているにもかかわらず、健康被害が報告されている。何を改善したのか明確になっていないため、今後の健康被害を防ぐためにも、本件対象文書を開示すべきである。
- (2) 実施機関の説明において、本件対象文書が条例第8条第3号イに該当し、同号ただし書に該当しない旨主張するが、本件法人の改善は健康を優先する改善なのか、一企業の利益を優先する改善なのか、条例第8条第2号ただし書ロよりも同条第3号イの方が優先するのかお聞きしたい。

第4 実施機関の説明要旨

1 本件対象文書について

本件対象文書は、実施機関が平成25年8月1日付けで本件法人に対して行った施設の改善等についての勧告（以下「本件改善勧告」という。）を受けて、本件法人が平成25年10月2日付けで提出したものであり、本件法人の施設の改善等に関する検討状況等が記載されている。

2 条例第8条第3号該当性について

本件対象文書は、本件法人の施設の改善等に関する検討状況等が記載されており、検討途中の未確定な情報が公になることで、本件法人に対する誤解や憶測を招くなどにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第8条第3号イに該当する。

3 条例第8条第6号該当性について

本件法人は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。）に基づき実施機関が許可した産業廃棄物処理施設（焼却施設）を野田市内に設置し、運営している。

本件改善勧告は、当該施設の近隣住民からの苦情が絶えなかったため、平成24年度に野田市と連携して、揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）等の発生源調査や本件法人の排ガス調査を行い、住民の苦情や専門家の意見を踏まえ、総合的な解析・評価を行った結果、当該施設から排出され

る排ガスや同施設の破碎選別棟から漏洩するVOCが周辺住民の苦情の原因と推定されたことから行ったものである。

本件法人は、本件改善勧告を受けて、施設の改善等について検討しているところであり、本件対象文書にもその内容が記載されている。

実施機関としても、地域の生活環境の保全を図るためには、本件法人が施設の改善等を進めていくことが何よりも重要であると考えており、早期に改善が図られるよう本件法人を指導しているところである。

このような状況の中で、実施機関の行政指導を受けて検討している施設改善等に関する情報が公になると、今後の行政指導において本件法人からの協力等が得られなくなることにより、本件法人に対する指導監督事務の適正な遂行に支障を及ぼし、改善が遅れるなどの影響が生じるおそれがあることから、本件対象文書は条例第8条第6号に該当する。

4 異議申立ての理由について

異議申立人は、本件対象文書は条例第8条第2号ただし書ロ「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報」にあたるため、開示すべき旨主張しているが、実施機関は上記2及び3のとおり本件決定を行っており、条例第8条第2号該当として決定を行ったものではない。しかし、条例第8条第2号ただし書ロと同様の規定が、同条第3号ただし書に存在するため、同条第3号ただし書該当性について、以下説明する。

条例第8条第3号ただし書に該当する情報というためには、情報それ自体に人の生命、健康、生活又は財産を保護するため開示する必要性が認められなければならないと解される。

本件対象文書に記録されている情報は、本件法人における施設の改善等に関する検討中の情報であり、これらの情報からは、当該施設の操業に伴う健康等への影響を判断することは困難である。

また、これらの情報が公表されないことによって、現実に人の生命、健康、生活及び財産に具体的な侵害を発生させ、また、将来これらが侵害される蓋然性が高いとは認められず、当該情報を開示することによってこれらの侵害が除去される蓋然性があるとも認められない。

よって、条例第8条第3号ただし書に該当するとは認められず、異議申立人の主張に理由はない。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書をもとに調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

本件対象文書は、本件法人が平成25年10月2日付けで千葉県環境生活部長宛てに提出した文書であり、本件法人の施設の改善等に関する実施結果及び検討状況等が記載されている。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、本件の不開示情報は条例第8条第2号ただし書口に該当する旨主張するが、当審査会が本件対象文書を見分したところ、条例第8条第2号で規定する個人情報の記載はなく、異議申立人の主張は認められない。

しかし、異議申立人は意見書において、条例第8条第3号イ該当として不開示とした本件決定が不当である旨を併せて主張している。

よって、以下本件決定の妥当性について検討する。

3 条例第8条第6号該当性について

(1) 当審査会が事務局職員をして実施機関に確認したところ、本件対象文書は、本件改善勧告に対し本件法人から任意の協力のもとに提出されたもので、本件改善勧告は、法令等による特別の定めに基づくものではなく、産業廃棄物処理施設（焼却施設）の許認可を行う実施機関が、事業者に対する監督事務の一環として行ったものであるとのことである。

また、本件請求当時、実施機関による本件法人に対する行政指導は継続中であったが、平成25年12月千葉県議会環境生活警察常任委員会及び平成26年2月千葉県議会環境生活警察常任委員会（以下2つの常任委員会を併せて「本件常任委員会」という。）において、本件対象文書の存在が明らかとなっていたため、本件対象文書を特定し、不開示とする本件決定を行ったとのことである。

(2) そこで、当審査会が、千葉県ホームページで公表されている、本件常任委員会議事録を確認したところ、環境生活部廃棄物指導課長の答弁中に本件対象文書の存在及び概要について発言があったことが確認された（以下、この発言について「本件発言」という。）。

(3) 実施機関の説明を踏まえると、本件改善勧告は、法令等による特別の定めに基づくものではなく、事業者に対する監督事務の一環としての行政指導として行ったものであることが認められる。

本件の場合、本件法人に対して行政指導が継続中であったため、本件対象文書を開示すると、当該行政指導においては本件法人からの任意の協力が不可欠であるところ、今後それらの協力が得られなくなり、そのことにより本件改善勧告に対する本件法人の対応が遅延するなど、実施機関における事業者に対する指導監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

一方で、本件対象文書の記載内容については、本件発言において本件常任委員会でその内容の一部が公にされているものであり、これらの公にされた本件対象文書の内容の一部を開示したとしても、当該部分から判明する情報によって実施機関における事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

よって、本件対象文書のうち本件発言の情報は開示すべきであり、これを除く部分については、条例第8条第6号に該当し、不開示が妥当である。

4 条例第8条第3号イ該当性について

不開示情報のうち、本件発言の情報については、既に公にされている情報であるため、公にすることにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報について不開示とする旨定める条例第8条第3号イに該当しない。

また、不開示情報のうち、本件発言の情報を除く部分については、上記3(3)のとおり条例第8条第6号に該当するため、同条第3号イ該当性を判断するまでもなく、不開示が妥当である。

5 異議申立人のその余の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 結論

以上のとおり、実施機関は本件決定を取り消し、上記第1に記載の部分を開示すべきである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成26年7月1日	諮問書の受理
平成26年8月6日	実施機関の理由説明書の受理
平成26年9月25日	異議申立人の意見書の受理
平成28年5月30日	審議
平成28年6月27日	審議

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
下 井 康 史	千葉大学大学院専門法務研究科教授	部会長職務代理者
日 名 子 暁	弁護士	
湊 弘 美	弁護士	

(五十音順)